

# 沖縄県認知症介護指導者養成研修実施要項

## (目的)

第1条 認知症介護従事者が認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状（BPSD）を予防することができるよう、認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修を企画・立案し、講義、演習、実習の講師を担当することができる知識・技術を修得すること及び介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導するとともに、自治体等における認知症施策の推進に寄与できるようになることを目的とする。

## (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は別記に掲げる認知症介護研究・研修センター（以下「研修センター」という。）とする。

## (実施施設)

第3条 この研修事業を実施する施設は、認知症介護研究・研修センター及び連携施設とし、別記に掲げる施設とする。

## (研修対象者)

第4条 次のア～オのすべてを満たす者のうち、沖縄県知事が適当と認め推薦した者に対し、研修センターが実施する選抜考査の結果、研修対象者として研修センター長が認めた者とする。

ア 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者

イ 以下のいずれかに該当する者で、おおむね5年以上の介護実務経験を有する者

①介護保険施設・事業所等の業務に従事している者（過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者も含む）

②福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者

③民間企業で認知症介護の教育に携わる者

ウ 認知症介護実践研修修了者（「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）又はそれと同等の能力有すると沖縄県知事が認めた者

エ 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又はこれに講師として従事することが予定されている者

オ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

(研修内容)

第5条 研修対象者に対して、認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の修得を目的として、第3条の研修実施施設において実施される認知症介護指導者養成研修カリキュラムにより実施するものとする。なお、オンラインによる研修を実施する場合は、同時双方向の意思疎通等できる方法により、集合研修と同程度の効果が期待できる科目・内容の範囲となるよう留意する。

(研修期間)

第6条 研修期間は、原則として研修1回につき通算9週間とし、その内訳は次のとおりとする。

- (1) 研修センターにおける前期研修 土日含め3週間
- (2) 職場における研修 土日含め4週間
- (3) 研修センターにおける後期研修 土日含め2週間

(研修受講者数)

第7条 研修受講者数は、予算の範囲内で決定する。

(受講手続等)

第8条 研修の受講を希望する者は、所属長を通じて受講申込書(別紙様式1)に所要事項を記載し、認知症実践リーダー研修修了証の写し、受講選抜考査のための実践報告に関する提出書類(別紙様式3)及び所属施設長等の承諾書(別紙1)を添付して知事に申し出るものとする。

- 2 知事は前項による申込みがあったときは、書類審査し適当と認めた者について、第3条の研修センターへ、必要書類(別紙様式1・別紙様式2・認知症実践リーダー研修修了証の写し・別紙様式3・別紙様式4)を委託実施施設(認知症介護研究・研修東京センター)あて送付するものとする。

(研修受講者の遵守事項)

第9条 研修受講者は研修センターの諸規則を遵守しなければならない。

(研修の取り消し)

第10条 研修センター長は、研修受講者が前条の規定に違反する等研修受講者としてふさわしくない行為があった場合は、厚生労働省と協議して研修の受講を取り消すことができる。

- 2 研修センター長は前項の規定により研修の受講を取り消した場合は、本人に文書により通知するとともに、その理由を附し厚生労働省へ報告し、沖縄県知事に通知するものとする。

(修了証書の交付)

第11条 研修センター長は、研修修了者に対し、修了証書を交付するものとする。

(修了者の登録)

第12条 研修センター長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入し、認知症介護指導者として登録し管理するものとする。

2 沖縄県知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入し、認知症介護指導者として登録し管理するものとする。

(研修費用)

第13条 研修に要する経費のうち、受講料、研修に係る旅費、宿泊費については県の負担とする。

(報告)

第14条 研修センター長は、実績報告に関係書類を添えて、研修終了後30日以内若しくは、研修実施年度の末日までのいずれか早い日までに沖縄県知事に報告するものとする。

附 則

本要項は、平成14年4月1日から適用する

本要項は、平成17年4月1日から適用する

本要項は、平成18年4月1日から適用する

本要項は、平成19年4月1日から適用する

本要項は、平成22年2月23日から適用する

本要項は、平成25年4月10日から適用する

本要項は、平成28年4月1日から適用する

本要項は、平成31年5月15日から適用する

本要項は、令和4年4月1日から適用する

(別記)

認知症介護指導者養成研修施設

社会福祉法人 浴風会 認知症介護研究・研修東京センター